

地域の実情に応じた 教職員人事行政の実施



人口：667,098人（H25.3末）

※ 3市2町人口の合計

特徴：大阪府北西部に位置する豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町の3市2町。成熟した都市部と豊かな自然を併せ持つ、教育に関心の高い土地柄。

市町村立小中学校の教職員は、身分上は市町村の職員であるが、教職員の任命権、学校の種類ごとの定数、学級編制基準の決定権は都道府県教育委員会にあり、給与は都道府県が負担することとなっている（都道府県費負担教職員）。

豊能地区の3市2町では、地域の実情に応じた教職員人事行政を実施するため、平成24年4月、事務処理特例条例により、府費負担教職員の任命権が移譲された。指定都市以外の市町村に教職員の任命権が移譲されたのは全国で初めてである。



豊能地区の小学校の授業風景

地域に根ざした教育を目指して

豊能地区の3市2町では、府費負担教職員の人事権（任命権、定数決定権、学級編制基準決定権）を府が持っているために、教職員が地域に根ざす意識を持ちにくくなっているのではないかと、より教育現場に近い市町に権限を移すべきではないかという意見があった。このような中で、平成22年度に、府費負担教職員の人事権のうち任命権については事務処理特例制度による移譲が可能であるとの見解が文部科学省から示されたことを受け、3市2町でプロジェクトチームを設置し、移譲における具体的課題の整理・対応方策の検討を進めてきた。

協議会による共同事務処理

平成24年4月、事務処理特例条例により、府費負担教職員の任命権が、豊能地区の3市2町に移譲された。

また、プロジェクトチームでの検討の結果、3市2町が共同で処理すべきとされた事務（教職員採用選考、教職員初任者研修等）については、市町間で相互に連絡調整を図りつつ管理執行するため、移譲に伴って「大阪府豊能地区教職員人事協議会」が設置された（事務所：豊中市役所内）。

同協議会は、各市町の教育委員会の委員長から選出される会長及び各教育委員会の教育長の委員5人で構成され、広域的な視点で事務処理を行うことで、教職員の適正配置・人事交流の円滑化による教育水準の維持向上という府費負担教職員制度の趣旨が損なわれないようにしている。

地域の実情に応じた教職員人事行政

移譲により、①採用選考における、豊能地区での勤務を志す教職員の確保、②管理職選考等に係る任用における独自の面接等による人物評価の実施、③豊能地区単位での地域に根ざした特色ある研修の実施など、豊能地区の実情に応じた教職員人事行政を実施できるようになった。

地方分権改革との関連

事務処理特例条例により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく府費負担教職員の任命権に係る事務が、豊能地区の3市2町に移譲された（指定都市以外の市町村への教職員任命権の移譲は全国初）。その結果、地域の実情に応じた教職員の採用選考等を実施できるようになった。

大阪府豊能地区 平成27年度(2015年度)
豊中市 池田市 箕面市 豊能町 能勢町
公立小・中学校 教員募集
「この地域の先生になりたい！」
というあなたを待っています。
豊能地区3市2町(豊中市 池田市 箕面市 豊能町 能勢町)の公立小・中学校教員の採用選考テストは大阪府教育委員会とは別に実施(単独実施)します。豊能地区の教員になりたい方はこちらです。
選考校種等：「小学校」「中学校」「養護教諭」
※ 小学校と中学校を併願することができます。
出願期間：平成26年(2014年)4月2日(水)～5月30日(金)
詳しくは「平成27年度(2015年度)大阪府豊能地区公立小・中学校教員採用選考テスト受験案内」をご覧ください。
出願先 インターネットによる出願 <http://www.toot2go.net/bohm/604/index.html>
[郵送による出願] 大阪府豊能地区教職員人事協議会
〒561-8501 豊中市中塚3-1-1豊中市役所内

教員募集案内



初任者研修

関係者からのメッセージ



任命権の移譲を受けて2年間は、大阪府と合同で教員の採用選考を実施してきましたが、平成26年度からは、豊能地区独自で教員の採用選考を実施しています。「この地域の先生になりたい！」という方をお待ちしています。
(大阪府豊能地区教職員人事協議会 事務局長 中井 一公氏)

文化振興による まちづくり

兵庫県
高砂市
(たかさごし)



人口：94,638人（H25.3末）

特徴：兵庫県南部、播磨平野の東部に位置し、謡曲「高砂」で知られる。

謡曲「高砂」ゆかりの地として知られる高砂市は、古くは万葉集に詠まれ、自然の恵みと地の利を生かした竜山石の採掘、塩づくり、木綿栽培、交易等で栄え、今では播磨臨海工業地帯の一翼を担っている。

将来都市像として「生活文化都市 高砂」を掲げ、市が更に発展し、市民が豊かさや幸福を実感でき、住んでいることに誇りが持てるまちとするために、謡曲「高砂」の振興や「高砂学」の講座の開催など、くらしに密着した文化振興に取り組んでいる。



こども狂言ワークショップ

生活文化都市 高砂

平成13年12月、文化芸術振興基本法が制定され、地方公共団体の責務として、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定することが規定された。

謡曲「高砂」ゆかりの地で知られる高砂市では、文化を活かしたまちづくりに、市全体で取り組んでいくため、総合計画で将来都市像として「生活文化都市 高砂」を掲げ、平成23年3月、「高砂市文化振興条例」を制定した（同年4月施行）。

地域づくりのための文化行政

条例の制定に当たり、文化に関する事務を、教育委員会から市長部局へ移管した。これは、文化振興を、地域振興などの関連行政と一体的に進めるためである。

また、文化振興に関する有識者会議を設置し、基本方針や実施計画を定め、高砂文化講座「高砂学」の開催、まちあるきの実施、こども狂言ワークショップの開催などの取組を進めている。

市民が運営する「高砂学」

「高砂学」は、高砂の歴史文化を学ぶ講座編を年7回、写生や吟行俳句などの活動編を年4回開催し、平成23年度の開始以来3年間で、のべ3,700人が受講する人気講座となっている。参加者からは「楽しかった」「これからも続けて欲しい」という声がかせられている。

当初、講師は市が依頼した専門家のみであったが、平成25年度から、歴史文化団体で活動する市民も務めるようになっており、市民主体で運営する講座となりつつある。

地方分権改革との関連

平成20年4月、教育における地方分権の一環として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正された。

これにより、従来は教育委員会が担当していた文化行政について、条例で定めることで、地方公共団体の長が担当できるようになり、地域振興や高齢者の健康づくりなどと一体的に進めることができるようになった。



「高砂学」講座編



「高砂学」活動編

関係者からのメッセージ



高砂の豊かな歴史と文化を伝承し、市民の「もっと知りたい!高砂」という要望に応えるため、それぞれの歴史文化団体の活動から、「高砂学」講座を通じて高砂への熱い想いを発信して

いきたい。

今後は、単発的な講義で終わることなく、市民講師間の連携を図り切磋琢磨して、行政と一体となった「文化を大切にし、ふるさとを愛する人が集うまち高砂」のまちづくりと発展のために努力したい。

（「高砂学」市民講師の会代表
宮先 一勝氏）

NPO活動の 総合的支援

宮城県
仙台市



人口：1,038,522人（H25.3末）
 特徴：宮城県の中部に位置する県庁所在地であり、政令指定都市。東北地方の経済の中心地。市内は自然にも恵まれ、「杜の都」の愛称で知られる。

仙台市では、平成11年に全国初の「公設NPO営」の仙台市市民活動サポートセンターを開設し、NPOの育成やその活動の支援を行ってきた。その一方で、NPO法人の設立認証等の権限が宮城県にあったため、仙台市での支援が限定されていたという課題があった。

第2次一括法による特定非営利活動促進法の改正で、平成24年4月、NPO法人の設立認証等の権限が都道府県から指定都市に移譲されたことにより、市民活動サポートセンターと市担当課が連携しながら、NPO法人の設立から運営までを含めた総合的な支援を実現している。



仙台市市民活動サポートセンター「相談・つながるサロン」（左）と「NPO活動お試し体験企画」（右）の様子

復旧・復興の原動力であるNPO活動

仙台市では、平成11年に全国初の「公設NPO営」の仙台市市民活動サポートセンターを開設し、NPO活動に関する相談、各種講座の開催、助成金情報の提供等を通して、NPOの育成やその活動の支援を行ってきた。

しかし、従来は、NPO法人の設立認証等の権限が宮城県にあったため、NPO法人制度上の具体的な手続や基準等の相談については県窓口を案内せざるを得ず、仙台市で支援できることが限られていた。

また、東日本大震災後には、市民活動サポートセンターを拠点に様々なNPOが被災地の支援活動を展開しており、復旧・復興の原動力となるNPO活動を一層促進するための取組が必要であった。

市民活動サポートセンターとの連携

第2次一括法による特定非営利活動促進法の改正で、平成24年4月、NPO法人の設立認証、定款変更の認証等の権限が都道府県から指定都市に移譲されたことで、従来であれば県窓口を案内していた法人制度の相談を、市自ら対応できるようになった。

現在では、NPO活動の立ち上げから法人化のメリット・デメリット、法人の運営方法等に至る幅広い相談に対応する市民活動サポートセンターと、設立認証の申請受付・審査等を行う市担当課が連携し、個別相談会や法人向けの研修講座を開催するなど、NPO活動を総合的に支援している。

仙台市におけるNPO法人の設立認証件数の推移

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18	27	38	36

※平成23年度以前の件数は、宮城県が認証したNPO法人のうち、事務所の所在地が仙台市内にあるものの件数

今後のまちづくりの大きな力に

市民活動サポートセンターでは、東日本大震災以降、復興支援活動を行うNPOに対して、平成23年9月まで施設を無償開放して活動の場を提供してきた。

また、様々なNPO等の活動情報をまとめた情報誌を発行して市民への情報提供を行うなど、復旧・復興の担い手であるNPOの活動を支えてきた。

東日本大震災以降のNPO法人の設立認証件数は増加傾向にあり、市民活動サポートセンターと市担当課が連携し、法人の設立から運営までを含めたサポートを行っていくことで、NPO法人が力を発揮しやすい環境を提供し、その活動が今後のまちづくりの大きな力になることが期待できる。

地方分権改革との関連

第2次一括法による特定非営利活動促進法の改正で、NPO法人の設立認証、定款変更の認証等の権限が都道府県から指定都市に移譲された。

この結果、指定都市がNPO法人の設立から運営までを含めた総合的な支援を行うことが可能になった。

関係者からのメッセージ



仙台市に権限移譲されたことで、当施設で行う支援事業のNPO法人への広報もスムーズにできるようになりました。

今後も、市担当課と連携した取組を実践していきたいと考えています。

(仙台市市民活動サポートセンター
センター長 菊地 竜生氏)

パスポート交付手続きが 迅速・便利に

佐賀県



人口：853,341人（H25.3末）
特徴：九州北西部に位置し、大陸文化の窓口として歴史的・文化的に重要な役割を果たしてきた。

グローバル化が進む現代社会において、パスポートはますます生活に身近なものになってきており、佐賀県では年間約2万件のパスポートの交付申請がある。

同県では、平成18年から19年にかけて、事務処理特例条例により、一般旅券の申請受理等の事務を順次市町に移譲し、現在では県内の全市町に窓口が開設されている。より身近な窓口で手続きを行うことができるようになったほか、最短4日でのパスポート交付が実現するなど、住民サービスが向上している。



世界で通用する身分証明書“パスポート”

交付手続の不便解消のために

佐賀県では、従来、本庁（佐賀市）および鳥栖市、唐津市、武雄市の3出張所においてパスポートの申請受理等の事務を行っていた。しかし、出張所は県の職員が出張して窓口を開設するという方法であったため、受付・交付可能な曜日が限られていた。また、新規発行の場合については、市役所・町役場で戸籍謄本を入手した上で県に申請する必要があった。

全市町に窓口が開設

平成18年から19年にかけて、事務処理特例条例により、旅券法に基づく一般旅券の申請受理等の事務を移譲した。現在では県の3出張所は廃止され、県内全20市町の計21箇所（嬉野市は2箇所）で窓口が開設されている。

これにより、申請者がより身近な窓口で手続を行うことができるようになり、また、旅券・戸籍謄本交付の窓口が市町に一本化され、新たに旅券の申請を行う県民にとって手続の利便性が向上した。

最短4日での交付が可能に

移譲後、県と市町の双方において事務の効率化を図るとともに、県において業務改善を行った。その結果、申請から交付までに要する日数を5日（佐賀市にあっては4日）に短縮することができた。

	従来	現在	
		佐賀市以外の市町受付	佐賀市受付
1日目	申請受付 申請書発送	申請受付 申請書発送	申請受付 申請書発送
2日目	申請書到着 審査	申請書到着 審査	申請書到着 審査 作成 1次検査
3日目	作成 1次検査	作成 1次検査	2次検査 発送
4日目	2次検査 発送	2次検査 発送	旅券到着 交付
5日目	旅券到着 交付準備	旅券到着 交付	
6日目	交付	※ 青色のセルは市町事務 ※ 白色のセルは県事務	



業務改善例：「見える化」の実施

地方分権改革との関連

事務処理特例条例により、旅券法に基づく一般旅券の申請受理等の事務を市町に移譲したことにより、身近な市町の窓口においてパスポートの交付手続を行うことができるようになった。

関係者からのメッセージ



権限移譲により全国でも最短の4日目交付を行っています。1週間以内で旅券を受け取れるので、驚かれる方もいます。旅券センターの業務改善では、独自の見える化（色分け）方式を採用。「業務分担表」で当日の業務量が一目瞭然です。

（佐賀県国際戦略グループ副課長
山口 園絵氏）

大気汚染の規制事務に関する専門性の確保

大阪府
南河内地区
(みなみかわちちく)



人口：324,494人（H25.3末）

※ 3市2町1村人口の合計

特徴：大阪府南東部に位置する河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村の3市2町1村。金属や木材加工の工場が多く立地。

金属や木材加工の工場が多く立地する南河内地区の3市2町1村では、多くの事業所において、大気汚染防止法等の規制対象である、ばい煙発生施設等を設置。

これらの施設に対しては、健康保護や生活環境の保全の観点から届出義務等が課せられているが、従来は大阪府が大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設等に係る届出審査等を行っており、事業者にとって負担。一方、市町村で、これらの事務を行うには、化学分野における専門性の確保が課題であった。



地区内の規制対象施設（焼却炉）

負担の軽減と専門性の確保

南河内地区の3市2町1村（河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）では、従来は、大気汚染防止法の規制対象であるばい煙発生施設等に係る届出審査・立入検査等の事務を大阪府が実施していた。

しかし、事業者が届出等を行う際に大阪府庁まで車で約1時間半かかり、手続を行う事業者にとって負担であった。



一方で、規制に係る事務を市町村が実施するに当たっては、化学分野における専門的な知識を有する人材の確保が必要であった。

身近な窓口での手続が可能に

平成24年1月、事務処理特例条例により、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設等に係る届出審査・立入検査の実施等の事務が、南河内地区の3市2町1村に移譲された。

手続の窓口が身近になったことに加えて、他の環境法令（大阪府生活環境の保全等に関する条例等）による規制事務と一体的に処理できるようになったことで、手続に係る事業者の負担が軽減した。

専門職員の共同設置

移譲に当たっては、地方自治法の規定により、3市2町1村で化学分野の専門職員2名を共同設置（幹事市の河内長野市に分担配置）し、これらの職員に届出審査・立入検査等の専門的な事務を一括して担わせることとした。これにより、市町村においても、専門性を確保しつつ、事務処理を効率的に行うことが可能になっている。



専門職員による立入検査の様子

地方分権改革との関連

事務処理特例条例により、大気汚染防止法上の施設等の届出審査・立入検査の実施等に係る事務が市町村に移譲された。これにより、ばい煙発生施設等を設置する事業者が身近な市町村の窓口で届出・報告等の手続を行うことができるようになった。

関係者からのメッセージ



大阪府から権限移譲されて2年ほど経ち、大阪府での研修や会議等に参加し知識を習得できるよう励んでおります。今後も事業者の方に適正に法令を遵守していただけるよう指導等していきたく思っております。（河内長野市環境政策課公害対策係長 西 一志氏）

水資源保全条例 の制定



人口：5,465,451人（H25.3末）
特徴：北海道は日本最北に位置し、太平洋、日本海、オホーツク海に囲まれ、世界自然遺産の知床など多種多様な自然を有する。

北海道は、雄大な山々と緑深い森林、大地を潤す河川や湿原、湖沼など豊かな自然環境に恵まれている。しかし近年、水源の周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引や、一部地域において外国資本等による土地取引の状況が把握できていないという問題が起きた。

すべての生命の源であり、各種産業の健全な発展にも重要な役割を果たす水資源を守るため、平成24年3月、都道府県では全国初となる「北海道水資源の保全に関する条例」を制定。行政、事業者、そしてすべての道民が一体となり、かけがえのない水資源という財産を次世代に引き継ぐための取組を行っている。



豊かな自然が育んだ清らかな水

かけがえのない水資源を次世代に

北海道には、清らかで豊かな水資源が多数存在するが、近年、水源周辺における利用目的の不明な大規模土地取引や、外国資本等による土地取引の状況が把握できていないという問題が起きた。

そこで、かけがえのない水資源を次の世代に引き継いでいくため、平成24年3月、行政や事業者、道民が、それぞれの役割を認識し、一体となって北海道の水資源の保全に取り組んでいくことを定めた「北海道水資源の保全に関する条例」を全国の都道府県で初めて制定した（同年4月施行）。

土地取引の事前届出制

条例では、水資源保全地域として知事が指定した地域内の土地取引を行う場合、売主が契約の3か月前までに売却先の氏名や住所、利用目的などについて、知事に届出を行うことを義務付けている。

面積の基準はないため、取引を行う土地面積が小さくても届出が必要となる。届出を受けた北海道は、市町村や専門家の意見を聞いた上で届出者に助言を行う。届出者は、買主に助言の内容を伝達する。

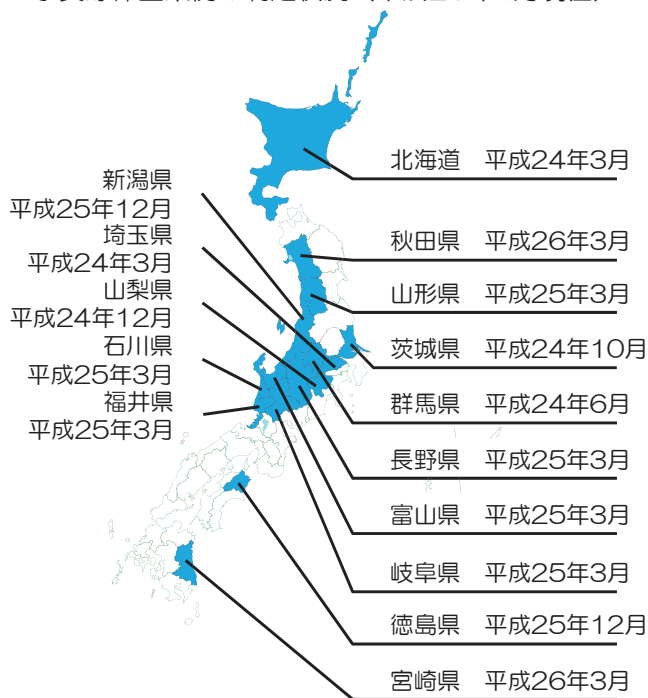
届出を行わなかったり、虚偽の報告をした場合は、知事が売主に対して勧告を行う。勧告に従わない場合、氏名等が公表される。

豊かな水資源保全のため

平成26年4月現在、道内54市町村の152地域が水資源保全地域として指定されている。土地取引の事前届出制は平成24年10月から開始され、平成24年度は3件、平成25年度は13件の届出があった。

水資源保全地域の土地取引を行政が事前に把握することで、適正な土地利用が確保され、水資源の保全につながっている。

水資源保全条例の制定状況（平成26年4月現在）



地方分権改革との関連

水資源という道民の財産を守るため、独自の条例を制定した先進的な事例である。本条例制定後、各県で同様の条例の制定が相次いでおり、平成26年4月現在、15道県で水資源保全に関する条例が制定されている。

なお、平成26年3月、水循環に係る基本理念、水循環施策に係る国や地方公共団体の責務等について定めた「水循環基本法」が国会で成立した。これにより、各地域の特性に応じた水資源保全の取組の更なる活発化が期待される。

関係者からのメッセージ

今後とも、水源周辺における適正な土地利用の確保を図るため、「北海道水資源の保全に関する条例」について周知を行うとともに、水資源保全地域の指定を行い、事前届出制の推進に努めていきたいと考えていますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

（北海道土地水対策課）

市のまちづくり に応じた 独自の工場立地基準

徳島県
鳴門市
(なるとし)



人口：61,611人（H25.3末）

特徴：徳島県の北東部に位置し、大鳴門橋で四国と関西を結ぶ交通の要衝。観光都市であるとともに企業城下町としての側面も持つ。鳴門海峡の「渦潮」や「阿波踊り」で有名。

従来、鳴門市では、工場敷地における緑地面積率等の基準について、市のまちづくりに応じた基準を独自に定めることができず、積極的な企業支援を図る上での課題となっていた。

第2次一括法による工場立地法の改正で、緑地面積率等に係る地域準則の策定、特定工場新設の届出受理・変更命令等の権限が都道府県等からすべての市に移譲。これを受け、鳴門市は、平成25年3月、独自に地域の環境に応じて緑地面積率等の基準を緩和する地域準則を制定。地元企業の積極的な設備投資や企業誘致を図る独自性のあるまちづくりを目指している。



鳴門市内の工場

積極的な企業支援を図る上での課題

従来、工場敷地における緑地面積率等の基準は、国が「工場立地に関する準則」で定めており、都道府県及び指定都市のみが、「緑地面積率等に関する区分ごとの基準」で国が示す範囲内で、国準則に代わる地域準則を定めることができた。

徳島県が定める地域準則条例は、町村部のみを対象としたものであり、鳴門市は対象外であったため、国準則で定められた基準に従う必要があった。

鳴門市が独自に市のまちづくりに応じた基準を定めることができなかったため、積極的な企業支援を図る上での課題となっていた。

また、特定工場新設の届出受理・変更命令等についても、鳴門市に権限がなかったため、市域内での工場新設等の動向把握が難しく、市が企業誘致政策を行う上での課題となっていた。

地域の環境に応じた柔軟な基準設定

第2次一括法による工場立地法の改正で、平成24年4月、緑地面積率等に係る地域準則の策定、特定工場新設の届出受理等の権限が都道府県及び指定都市からすべての市に移譲された。

これを受け、鳴門市は、平成25年3月、工場用地の効率的な活用と企業立地の促進を図るため、「鳴門市工場立地法地域準則条例」を制定（同年4月施行）し、独自に地域の環境に応じて緑地面積率等の基準を緩和することで、市が目指すまちづくりに柔軟に対応することにした。

また、特定工場新設の届出受理等の事務も行うことで、市が企業とつながりを持つ機会も増加し、市域内での工場新設等の動向を把握しやすくなった。

市内経済の活性化と安定した雇用の創出

市が独自に工場敷地における緑地面積率等の基準を、工業地域・準工業地域など工場周辺の環境に応じて弾力的に設定し直すことで、企業の積極的な設備投資を促進し、市内経済の活性化と安定した雇用の創出に資することが期待できる（平成25年度：生産施設増設1件（工業地域において、緑地面積割合10.3%、環境施設面積割合16.4%））。

また、特定工場新設の届出受理等の事務を行うことで、市域内での工場新設等の動向を把握し、市の企業誘致政策へ活かしていくことが期待できる（平成25年度：変更届4件）。

地方分権改革との関連

第2次一括法による工場立地法の改正で、緑地面積率等に係る地域準則の策定、特定工場新設の届出受理・変更命令等の権限が都道府県及び指定都市からすべての市に移譲された。

この結果、地域の実情に精通した市が独自性のあるまちづくりを進めていくことが可能になった。

関係者からのメッセージ



人口減少や少子高齢化が進展する中、活力ある持続可能な地域づくりには企業の発展が欠かせません。地域準則条例の制定が市内企業の積極的な設備投資を促進し、鳴門市の活性化につながればと考えています。

（鳴門市経済建設部商工政策課係長
藤田 卓也氏）

	①工場立地に関する準則（平成10年告示第1号）		②緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（平成10年告示第2号）		③徳島県		④鳴門市工場立地法地域準則条例（平成25年条例第28号）	
	緑地の面積割合	環境施設（緑地を含む）の面積割合	緑地の面積割合	環境施設（緑地を含む）の面積割合	緑地の面積割合	環境施設（緑地を含む）の面積割合	緑地の面積割合	環境施設（緑地を含む）の面積割合
第一種区域 （住居の用に併せて商業等の用に供されている区域）	20%以上	25%以上	20%～30%以上	25%～35%以上	地域準則条例未制定 （国準則が適用）	条例の定めなし （国準則が適用）		
第二種区域 ＝準工業地域 （住居の用に併せて工業の用に供されている区域）			10%～25%以上	15%～30%以上		10%以上	15%以上	
第三種区域 ＝工業専用地域、工業地域 （主として工業等の用に供されている区域）			5%～20%以上	10%～25%以上		5%以上	10%以上	
第四種区域 （第一種区域、第二種区域及び第三種区域以外の区域）			5%～25%以上	10%～30%以上		5%以上 （市長が規則で定める地域）	10%以上 （市長が規則で定める区域）	

※① 国準則→地域準則を条例で定めていない場合は、この基準による。

② ①に代えて適用する地域準則を条例で定める場合の基準

③ ②に基づき定める都道府県の地域準則条例→徳島県は地域準則条例未制定であったため、鳴門市には国準則が適用されていた。

④ ②に基づき、権限移譲を受けた鳴門市が定める地域準則条例（平成25年4月1日施行）

民間事業者による 空き公共施設の 有効活用

秋田県
大館市
(おおだてし)



人口：78,191人（H25.3末）

特徴：秋田県北東部の大館盆地に位置し、秋田、青森、岩手の北東北三県の要衝の地であり、古くから人々が定着し、縄文時代早期の遺跡も残っている。

近年、少子高齢化の進展や市町村合併などにより、地方公共団体においては、利用されていない公共施設（空き公共施設）の活用が課題となっている。

平成17年に市町村合併を行った大館市においても、こうした施設の有効活用が課題となっていたことから、平成24年12月、「大館市空き公共施設等利活用促進条例」を制定。民間事業者による空き公共施設の有効活用を図ることにより、地域活性化や雇用機会拡大につなげている。

<空き公共施設>



旧白沢通園センター



旧三岳小学校

市が利用事業者を
公募し、指定



<指定事業者が有効活用>



平成25年3月、山芋の皮むき作業所に



平成26年5月、山芋の皮むき作業所に

空き公共施設等利活用促進条例の制定

大館市では、平成17年に旧田代町、比内町と合併したことにより、不要になった保育所や障害者施設などの公共施設の有効利用が課題となっていた。

そのような中、国において、「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」（平成20年4月10日補助金等適正化中央連絡会議決定事項）により、概ね10年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、報告等により国の承認とみなすとともに、その際、用途・譲渡先を問わず、また、国庫納付を求めないこと等の取扱いが定められた。

そこで、空き公共施設等を有効に利活用し、地域の活性化及び雇用の機会の拡大を図ることを目的として、平成24年12月、「大館市空き公共施設等利活用促進条例」を制定した（平成25年1月施行）。

民間事業者による有効活用を奨励

条例では、空き公共施設等を利用して行う事業により新たに常用の従業員を雇用する事業者であって、最も有効に施設を活用し、かつ、地域活性化に資すると認められるものを「指定事業者」とすることとしている。

指定事業者に対しては、指定事業者が利用する空き公共施設等の減額譲渡、無償貸付又は減額貸付、増築及び改修助成金の交付、事業開始時支援金の交付、固定資産税の免除といった奨励措置を講ずることができる。

施行から1年、雇用拡大効果も

平成24年度に障害者授産施設だった旧白沢通園センターの公募を実施し、平成25年度には旧葛原保育所の公募を実施した。

旧白沢通園センターについては、山芋の皮むき作業所として、平成25年3月から操業を開始しており、地元から20人以上を雇用するなど地域に貢献している。旧葛原保育所は、食品加工企業が指定事業者となり、施設を増改築、平成26年4月、本社・工場を移転し、新社屋として新たに操業を開始した。

平成26年度は、旧三岳小学校について、旧白沢通園センターと同じ事業者と山芋の皮むき作業所として貸付契約を締結し、施設改修を経て5月から操業を開始している。

このように、民間事業者による公共施設の有効活用を図ることにより、地域の活性化、雇用機会の拡大につながっている。



旧葛原保育所。平成21年3月に閉所後、空き公共施設になっていた。



条例を適用し、食品加工企業による、地鶏の加工拠点に



地方分権改革との関連

国庫補助事業等の補助対象財産の財産処分に対する制限を巡っては、従来から地方から改善を求める声が強く（平成19年11月地方分権改革推進委員会中間的なとりまとめ等）、上述の平成20年4月の制限緩和により、従前より柔軟に空き公共施設の利活用ができるようになった。

関係者からのメッセージ



公共施設は敷地も広く、建物も頑丈、比内やが求めていたものです。

交通の便も良くなり、商品の全国展開を更に押し進めます。

（秋田比内や株式会社副社長
武藤 幸美氏）

公開プレゼンによる 市民参加型の事業採択

山形県
山形市



人口：250,551人（H25.3末）

特徴：山形盆地の東南部に位置し、戦国時代には最上氏57万石の城下町として栄え、現在もその町並みを残す。

古くから城下町として栄えた山形市は、「みんなで創る『山形らしさ』が輝くまち」を目指し、平成20年度に市民の善意と地域貢献活動を結び付ける「山形市コミュニティファンド」を立ち上げた。

企業や市民からの寄附金を財源とし、補助する事業の決定には市民を審査員とする公開プレゼンテーションを導入するなど、徹底した市民参加を通じ、市民・事業者・行政による「共創」のまちづくりに取り組んでいる。

「山形市コミュニティファンド」

山形市では、市民活動団体の多くが資金難などの問題を抱えていた。また、企業や個人の社会貢献意欲が高まってきたにもかかわらず、市民活動団体に関する情報不足により、寄附が進まない状況にあった。

そこで、企業や個人の社会貢献意欲と、財政基盤が不安定な市民活動団体への支援を結び付ける仕組みとして、平成20年度、市町村では全国初となる「山形市コミュニティファンド」を創設した。



公開プレゼンテーション

市民投票による事業採択

「山形市コミュニティファンド」は、市民からの寄附金を、地域貢献活動を行う市民活動団体への補助として活用し、地域のまちづくりに還元する仕組みである。

補助する事業を、公開プレゼンテーションで市民審査員の投票により決定していることが大きな特徴である。

公開プレゼンテーションでは、団体が直接市民に事業説明や活動紹介を行い、市民は、市民にとって必要な事業を直接選ぶことができる。電子投票により、すぐに会場内で投票結果が発表され、透明性も高い。

順位	事業名	団体名	補助認定額（円）	得票数
1	小児科病棟に笑いを届けよう（ケアリング クラウン）	ケアリングスマイル	300,000	104
2	山形市内の介護サービス全事業所の資料作成事業	高齢者医療・在宅介護連携室	300,000	66
3	発達障がい児を持つ親の子育て支援事業ーペアレント・トレーニング ワーク ショップー	認定特定非営利活動法人発達支援研究センター	300,000	58
4	「不登校」の子どもを抱える家族に対する独学支援事業	ぶらっとほーむ	300,000	57
5	山形市内を中心とした「臨床美術」の普及事業	クリニカルアートやまがた	300,000	50
6	世界を知ろう！学生出前授業	認定NPO法人IVY	300,000	43
7	“つれ（連れ）なき後”の備えを考える支援事業	特定非営利活動法人やまがた市民後見サポートセンター	250,000	42
7	『笑顔お届け隊』	東北RELATIONSHIP	250,000	42
7	絵本とわらべうたで子育て支援！！	山形市立図書館ボランティア「小荷駄のみどりから…」	200,000	42
合 計			2,500,000	504

平成25年度の投票結果

平成25年度は、139名の市民審査員により、16件中9件の事業が選ばれた。

採択された事業への補助率は100%以内、上限額は30万円となっている。

「花の山形」にふさわしい街並みへ

平成21年度の市民投票により採択された「輝け！YAMAGATA花咲かロード事業」は、草が生い茂る駅前通り等の植え込みに花を植え、市民の美化意識の向上を図る活動である。

山形市を花笠音頭の出だし「花の山形」にふさわしい街並みにしていこうと、本ファンドからの補助を受け、道路のゴミ拾いや花植え等の美化活動を開始した。

公開プレゼンテーションに参加した市民から花苗を提供してもらったり、活動の様子を取り上げたテレビや新聞を見た市民から参加の申し出があるなど、市民参加の輪が広がっている。

「共創」のまちづくり

公開プレゼンテーションと市民投票を通じて、地域貢献活動に対する市民の意識醸成と、市民活動団体の継続した活動につながっている。

公開プレゼンテーションに審査員として参加した学生からは、「様々な団体が素晴らしい企画を実施していることを知ることができた。各団体の企画にも参加してみたくなった」「地域住民の意志が直接反映される場なので、これからも継続してほしい」という声が寄せられている。

地方分権改革との関連

住民からの寄附金の使い道を住民自身で決定し、住民が組織した団体の地域貢献活動につなげている山形市。「みんなで創る『山形らしさ』が輝くまち」を目指し、住民自治を実践している。



市民審査員による電子投票



輝け！YAMAGATA花咲かロード事業
(平成21年度採択事業)

関係者からのメッセージ



市民活動団体が企画する事業は、市の政策や計画の枠を超えるような新たな市民ニーズを反映している場合が多い。このような事業応募があった場合、どのように評価・選考を行うべきか。この課題を解決するための手法として市民が直接評価する「市民投票」を実施することとなりました。

また、投票した市民への説明責任という観点から、「電子投票」を実施し、会場内で即座に集計・発表する形を取っています。どちらも前例のない取組であり、関係部署等への丁寧な説明を繰り返し、理解を得ることで実現できました。

(山形市主幹(元企画調整課))

小田 賢嗣氏

ちば市民協働 レポート実証実験

千葉県
千葉市



人口：958,161人（H25.3末）

特徴：緑豊かな下総台地にあり、
その一部は東京湾に接する。温
暖な気候、豊かな緑と水辺など
自然環境に恵まれている。

ICTが急速に普及し、その機能も高度化・多様化する中、千葉市では、ICTを活用した住民との協働によるまちづくりを積極的に推進。

平成25年、スマートフォン等のGPS機能やカメラ機能の活用によって、地域で発生している様々な課題について、市民と市役所が協働して解決を目指す「ちば市民協働レポート」の実証実験を実施。住民のまちづくりへの参加意識の醸成にもつながっており、今後の本格実施に向け、注目を集めている。



実証実験時のイベントの様子（平成25年8月）

市民協働にICTを活用

千葉市では、地域で発生している様々な課題の情報を市民からタイムリーに収集し、市民協働により解決を図る、ICTを活用した新たな仕組みづくりを目指している。

そのための実証実験として、「ちば市民協働レポート実証実験（ちばレポートライアル）」を平成25年7月から12月まで行った。

身近な行政課題をスマホでレポート

「ちば市民協働レポート実証実験（ちばレポートライアル）」とは、市民から、道路や公園の不具合等をスマートフォン等で位置情報及び写真付きのレポートをしてもらい、Web上で市民と市役所が情報を共有し、その課題の解決にスピーディーに取り組もうとするもの。なお、投稿はIDにより行われ、個人名は非公開。

実証実験では、850名の市民、391名の職員が参加し、うち、229名が916件のレポートを行った（1日平均6件）。

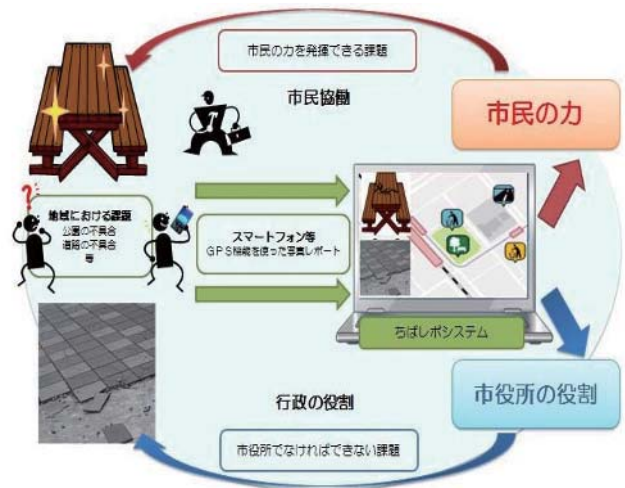
参加した市民は30代～50代が多く、投稿内容は、道路の陥没や歩道のタイル剥がれの補修、街路灯の電球切れの対応、公園の樹木の剪定やベンチの落書き消しなどの要望が多かった（916件のうち対応済みは702件）。

住民の参加意識の醸成にも寄与

スマートフォン等を活用し、効果的かつ早期に地域の課題のレポートを集め、それを体系的に行政が処理し、そして市民協働という側面も兼ね備える日本で初めての取組は、新しい行政スタイルとして、他団体やマスコミ各社からも大きく注目を集めた。

参加者からの900件を超えるレポートは、地域の課題を可視化させ、市民協働が可能な課題は何かなどを浮かび上がらせた。例えば、道路や公園施設等への落書きの消去、歩道等の草刈り、歩道に散乱するゴミの清掃、集水桝の詰まり解消、街路樹や公園の樹木の剪定などである。

さらに、参加者アンケートの結果、「身の回りの問題をもっと投稿し、よい地域づくりに参加したい」「行政がどのような優先順位で対処し、修繕していくかが分かった」などの声のほか、回答者の約7割が、実証実験に参加することで、まちを歩く際に公共設備の不備や不良な点を意識するようになるなど、住民のまちづくりへの参加意識の醸成につながった。



ちば市民協働レポートの仕組み

今後の展望

他の自治体への展開も視野に入れた仕組みとし、平成26年10月からレポートの運用を始める。

今後は、まちの魅力を市民がレポートするなど、市民同士がまちの情報を共有し、気軽にまちづくりに参加できるツールとして発展させていく。

地方分権改革との関連

千葉市の実証実験を通じて、ICTを活用した市民レポートにより、住民生活に身近な行政課題を、タイムリーに市役所が把握し対応していく新しい行政スタイルの可能性が見えてきた。

市民にとっても、まちづくりへの参加意識の醸成につながるなど、新しい形の住民自治につながるものと言える。

関係者からのメッセージ



北米には、ICTを活用し、市民が緊急を要しない行政への要望等を伝える仕組み（北米311）があります。これをヒントに、多様な主体がまちづくりに参加する、「協働」の概念をプラスした、新311を目指して、「ちばレポ」実証実験を実施しました。

今後、「行政の効率化」をキーワードに、「ちばレポ」は更に進化し続けます。（千葉市市民局長 金親 芳彦氏）

「地域自主組織」 によるまちづくり

島根県
雲南市
(うんなんし)



人口：41,898人（H25.3末）

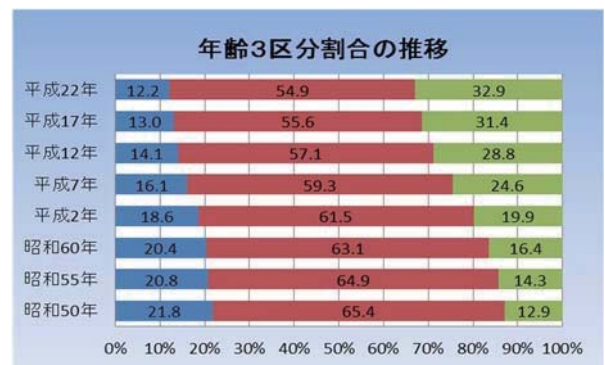
特徴：出雲神話の舞台としてヤマタノオロチ伝承地が各地にあり、神楽も盛んで、たたら製鉄の遺構もあるなど、悠久の歴史が息づいている。

雲南市では、高齢化が進行する中、女性や若者のまちづくりへの参加が課題となっていた。そこで、平成17年、おおむね小学校区単位で、自治会、女性の会、青年団、NPOなどにより「地域自主組織」の立ち上げを開始。

地域自主組織は、地域コミュニティビジネスや要援護者支援など、地域の課題に応じた地域密着型の共助社会の創出に寄与している。

女性や若者の参加促進

雲南市では、平成22年時点で高齢化率が32.9%となるなど、高齢化が進行しており、今後の人口推計においても減少が見込まれている。人口減による地域の崩壊を防ぐために、雲南市発足直後の平成17年、世帯主ばかりでなく女性や若者も含めた住民一人ひとりが参加できるような仕組みとして「地域自主組織」の立ち上げを開始した。



※ 青：0~14歳、赤：15~64歳、緑：65歳以上

地域自主組織の活動

地域自主組織は、おおむね小学校区単位で、自治会、女性の会、青年団、NPOなどにより、平成19年までに市内全地区で設立された。

設立準備段階では、市は、住民一人ひとりの力を発揮していくために、新たに地域自主組織が必要であることを積極的に説明するとともに、設立補助金や市職員派遣による支援も行った。



設立に向けたワークショップ

地域自主組織により、農家レストランや産直市場の運営などのコミュニティビジネス、神楽・太鼓などの伝統文化芸能の継承が行われ、地域住民が積極的にまちづくりに参加している。

このほか、地域自主組織が市から水道検針事業を受託し、毎月の水道検針時に地域の全世帯に声掛けをする安心安全見守り活動や、要援護者がキッズ携帯を、地域自主組織の役員が親機を持ち、24時間いつでも連絡を受け付ける要援護者24時間SOS対応など、地域での助け合いも活発化している。

活動の活発化に伴い、平成22年度からは、公民館を交流センターに移行し、地域自主組織の活動拠点として活用できる施設とした。



中野の里づくり委員会が運営する「笑んがわ市」



地域自主組織 日登の郷が運営する農家レストラン

自治力の向上

地域自主組織が市内全域に整ったことにより、住民の自治力が強くなり協働のまちづくりのパートナーをつくることができた。

これにより、様々な課題について、住民と行政が対等に、より専門的に協議する体制も整い、平成25年度からは地域円卓会議を導入し、様々な課題の解決に向けて対等な立場で協議を重ねている。

また、住民が積極的にまちづくりに参加することで、公平・一律のサービスを基本とする行政では対応しづらい、地域の課題に応じた地域密着型の共助社会の創出につながっている。



地域円卓会議の開催状況

地方分権改革との関連

地域の過疎化・高齢化が進む中、「地域自主組織」の設立と活動を通じて、地域と行政が協働により、当事者意識を持ちやすい関係性を構築したことが、住民自治の拡充、総力によるまちづくりにつながっている。

関係者からのメッセージ



組織とその活動拠点を整え、一定の財源を交付することにより、創意工夫の多様な活動が生まれています。住民による自治力の凄さに驚き、行政が学ぶことは数多くあると日々実感しています。横展開可能な仕組みとして、全国での導入を推奨します。

(雲南市政策企画部地域振興課
板持 周治氏)

市民に開かれた 議会

三重県
鳥羽市
(とばし)



人口：21,177人（H25.3末）
 特徴：三重県の東端部に位置し、
 全域を伊勢志摩国立公園に指定
 されている自然豊かな都市。世
 界で初めて真珠の養殖に成功し
 た地としても知られる。

鳥羽市議会では、平成19年の議員改選以降、市民に開かれた議会とするため、議会報告会の開催、議会基本条例の制定などの議会改革や、全国初となるツイッター導入、議会のインターネット中継など、ICTによる情報発信を推進している。

議会報告会は、毎年度、約30回開催（約600人が参加）しているほか、議会のインターネット中継やツイッターによる情報発信は、議会の活性化につながっている。



鳥羽市議会ツイッター画面

市民に関かれた議会

鳥羽市議会では、平成19年の議員改選以降、市民に関かれた議会とするため、議会報告会の開催、議会基本条例の制定などの議会改革や、全国初となるツイッター導入、議会のインターネット中継など、ICTによる情報発信を進めている。

ICTを活用した情報発信

議会報告会は、平成21年度から始めており、離島には船で出かけ、泊まりがけでの報告会を行ってきた。平成25年度は、10月から12月にかけて27箇所で開催し、154件の要望が市民から提出された。

議会基本条例は、平成22年12月に制定し、議会のすべての会議の原則公開や、議会報告会・意見交換会の開催などを規定した（平成23年4月施行）。

議会状況は、ネット中継を行うほか、ツイッターで議会開催情報などを発信している。特に、ツイッターについては、利用者は一度フォローすると情報を受け取り続けることができ、また、リツイートによる情報拡散機能もあり、利用者、議会関係者双方にとって便利なツールになっている。

議会の運営についても、多くの議員が議場にパソコンやタブレット端末を持ち込み、スライドや写真を使って質問を行い、それをインターネット中継することで、市民に分かりやすい情報発信を行っている。

議会の活性化

積極的な情報公開や市議会に関するアンケートの実施、市民参加の推進、議員間の自由かつ達な討議の促進、ICT化などの議会改革の取組は、議会改革の先進事例として、幅広い団体から評価を受けるに至った。

議会報告会は、毎年度、約30回開催、約600人の参加者があり（平成21年度～25年度の平均）、住民からは「議会報告会や意見交換会はいいことだ。回数を多くして、各地でやってほしい」という声が寄せられている。

議会の様子をインターネット中継することで、市民から「議員は市だけでなく、全国や世界にも中継されているということを考えて発言すべき」などの意見が寄せられているほか、ツイッターのフォロワーが着実に増加（平成26年3月現在で1,293）するなど、議会の活性化につながっている。



タブレット端末と議会モニターの連動



配信動画（写真を使って質問中）

地方分権改革との関連

地方分権の推進による、地方公共団体の権限の拡大等に対応し、意思決定・執行に対するチェック等、地方議会が果たすべき役割が大きくなってきている。

そこで、議会報告会の開催や、簡単にアクセスできるSNSや動画サイトを利用した情報発信など、議会に対する住民の理解を深めることで議会を身近なものにし、議会の活性化につなげている。

関係者からのメッセージ



鳥羽市は、有人離島やリアス式海岸で集落が点在していることもあり、議会を傍聴しづらい環境であることから、ほぼ全ての会議をネットで中継し、全国最多と言われる議会報告会の開催など、『議会の見える化』を積極的に進めて市民に関かれた議会を目指しています。

（鳥羽市議会事務局議事係長

北村 純一氏）

権限移譲の計画的な 推進と情報発信

栃木県



人口：2,010,934人（H25.3末）
特徴：関東北部に位置する内陸県。
県庁所在地は宇都宮市。日光、
那須などの国際的な観光地を有
する。

栃木県では、「市町重視の県政の推進」を掲げ、県内の市町が地域における総合行政の担い手としての役割を十分に果たせるよう、パスポートの申請受理と交付に関する事務を県内全市町へ移譲するなど、県が主体となり計画的に権限移譲を進めている。

併せて、県内各地で「地方分権・地方自治フォーラム」を開催するなど、分権改革や地方自治に対する住民の理解促進を図ることで、住民の想いを大切にする「真の分権型社会」の実現に取り組んでいる。

市町重視の県政運営

栃木県では、分権型社会の実現に向け、住民に身近な行政サービスはできる限り市町が担うことを基本とし、県は広域的課題への対応や市町間の連絡調整を中心に取り組み、市町を積極的に支援している。

市町への権限移譲については、平成18年5月に「栃木県権限移譲基本方針」を策定。基本方針において、市町が自らの判断によ

り移譲項目を選択し、県・市町の相互の合意に基づき、計画的に権限移譲を進めることを定めている。

県として、円滑かつ効果的な移譲ができるよう、職員の人事交流や財源措置、事務処理マニュアルの作成などの支援を行っている。

みんなが主役!



とちまるくんと県内各市町のマスコットキャラクター

権限移譲の成果

平成19年度から毎年度、計画的に権限移譲を進めた結果、平成26年4月時点で119法令1,993項目の権限が県内市町へ移譲された。

例えば、平成21年4月、全市町を対象に、違反屋外広告物の除却に関する事務を移譲。地域と市町の連携の下、違法なはり紙等の除却活動を行えるようになった。

このほか、移譲を希望する市を対象に、都市計画法に基づく開発行為の許可事務を移譲。これにより、地域の実情に応じた、市の主体的なまちづくりに資するようになった。

地方分権・地方自治フォーラムの開催

このような権限移譲など地方分権の取組について、住民の理解促進を図るため、地方分権改革に関するパンフレットを発行している。パンフレットは、これまでの地方分権改革の経過や県の取組について、具体例や注釈付きで分かりやすく説明している。

また、県と開催市町との共催で「地方分権・地方自治フォーラム」を年1回開催している。

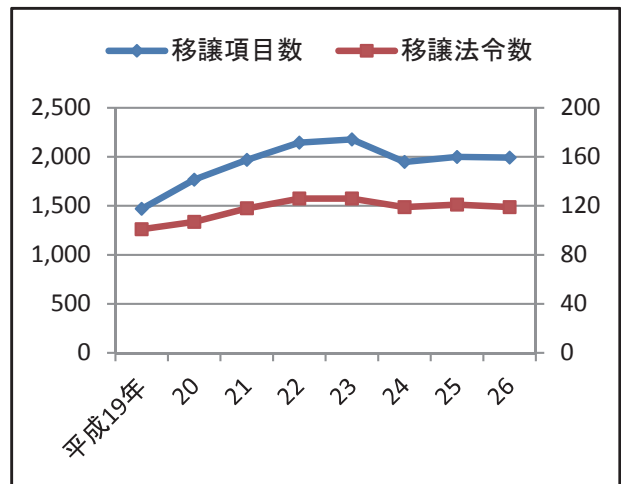
フォーラムでは、地方分権に関する基調講演や、知事と開催地首長、有識者によるパネルディスカッションを行い、その様子や講演録等を県のウェブサイトで公表している。フォーラムは、毎年開催地を変え、より多くの県民参加を図っており、平成25年3月に開催されたフォーラムには、県民及び県内自治体職員が約460名参加した。

地方分権改革との関連

「市町重視の県政の推進」を掲げ、計画的に権限移譲を進めている栃木県。

「とちぎの自治のかたちづくり」には、住民の理解が不可欠であるとして、住民が改革の意義や成果を実感できるよう、住民に分かりやすい情報発信に積極的に取り組んでいる。

条例による事務処理特例制度を活用した移譲実績
(4月1日現在の推移)



地方分権・地方自治フォーラムの様子

関係者からのメッセージ



本県では、「地方分権・地方自治フォーラム」を開催し、県民の皆様の幅広い参加を呼びかけ、一人でも多くの方に地方分権改革に

関心を持っていただけるよう努めています。

市町や県民の皆様とともに考えながら、個性を活かした地域づくりが進められるよう、地方分権改革に取り組んでいきたいと考えています。

(栃木県総合政策部総合政策課政策調整監
琴寄 行雄氏)

県町村会による自治体クラウド

神奈川県
町村情報システム
共同事業組合



人口：305,252人（H25.3末）

※13町1村人口の合計

特徴：神奈川県は、天下の険として知られる箱根の山々や、変化に富む海岸線に囲まれている。

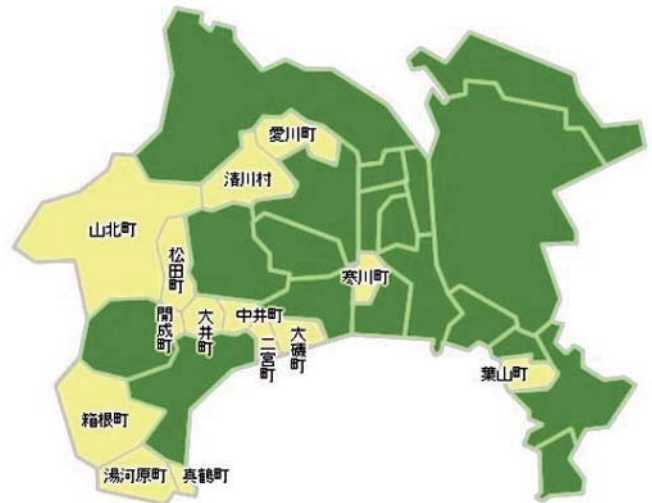
神奈川県内の町村は、度重なる法改正に伴う情報システム改修等の費用負担に苦慮。このため、平成23年4月、神奈川県町村会の主導で一部事務組合を設立し、各町村で個別運用していた情報システムを共同化し、全14町村で利用している。

情報システムの共同化は、費用の低減、業務の効率化、セキュリティ・耐震性等の向上などにつながっている。

法改正に伴うシステム開発等の負担増

神奈川県内14町村では、近年、法改正等に伴う情報システムの開発・改修が頻発し、費用負担に苦慮していた。

こうした中で、各団体の行政コストの圧縮や、業務効率化等を目的に、神奈川県町村会が主導する形で一部事務組合（神奈川県町村情報システム共同事業組合）を設立し、民間データセンターを活用したクラウドコンピューティングによる情報システム共同化を進めることとした。



自治体クラウドの活用

神奈川県町村会では、平成21年から共同運用型情報システムの実現可能性について検討を開始し、平成22年に共同化方針について全町村で合意が成立した。平成23年4月、この合意に基づき、すべての構成町村が参加する一部事務組合を設立し、一部事務組合で情報システムに関連する事務を行っている。

単位：人

葉山町	33,742	山北町	11,616
寒川町	47,945	開成町	16,588
大磯町	33,263	箱根町	12,675
二宮町	29,962	真鶴町	8,101
中井町	9,741	湯河原町	26,912
大井町	17,501	愛川町	42,289
松田町	11,755	清川村	3,162

参加町村人口（H25.3.31時点）

この情報システムは一部事務組合に参加する町村が利用することができ、ここでは住民記録や住民税に関する情報、医療費助成などの福祉に関する情報など、幅広い行政サービスを行うための基本的な情報を管理・処理している。そして、各町村はデータセンターで動いているこのSaaS型システムと専用回線で接続し、事務処理を行っている。

システムの共同構築に向けて、神奈川県内14町村では、業務をパッケージソフトに合わせる原則で調整したが、全国版パッケージ仕様のまま運用することが困難と全町村が判断した機能は、神奈川県仕様にカスタマイズした。県仕様に対して町村個別のカスタマイズを希望する場合には、必要とする町村が費用を負担することとしている。

約3割のコスト削減効果

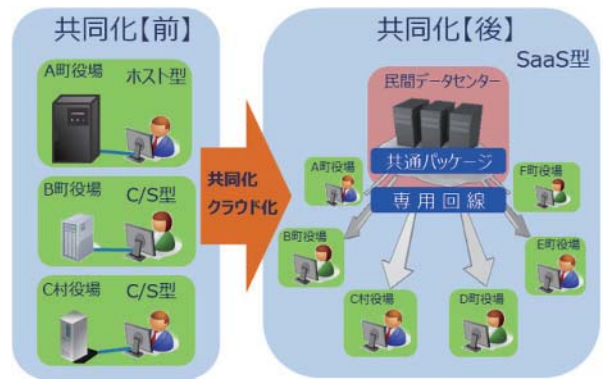
平成23年10月から平成28年9月までの5年間で、共同化しなかった場合に比べ、住民情報系システムと財務会計等の内部情報系システムの合計で、約3割のコスト削減（47億円→32億円（試算含む））が見込まれる。また、民間データセンターを活用することによりセキュリティ、ファシリティが強化された。加えて、記憶媒体の遠隔地保管により、事業継続性の向上が図られた。

県内町村からは「データセンターの運営を、民間業者にアウトソーシングしたことにより、職員の負担が軽減され、その分、住民サービスを拡充することができた」などの声も出ている。

地方分権改革との関連

行政の電子化が進んだ結果、各地方公共団体においては、法改正に伴う情報システムの開発・改修等の負担が増大。

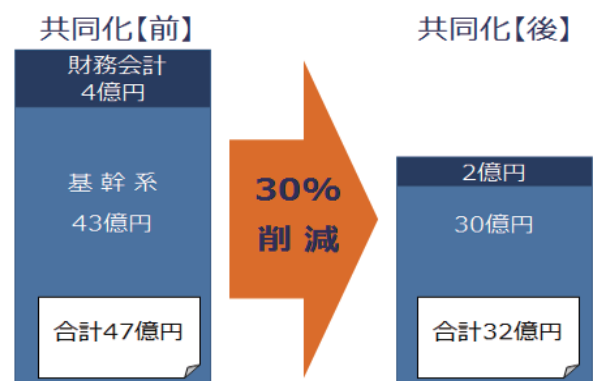
こうした各団体に共通する課題について、県町村会を中心に県内のすべての町村で共有し、自治体クラウドを活用し協働して対応することで、課題解決を図っている。



自治体クラウドイメージ図

費用削減効果

5年間分のシステム経費で試算



経費削減イメージ図

関係者からのメッセージ



私は平成22年4月から事務局としてこのプロジェクトに関わってきました。

そこまでを振り返ると、まず業者を選定するため

の共同システムの仕様・機能要件の検討、業者決定後は、全町村に一定の削減効果が出るような費用負担方法の検討、この2点が特に苦しかった記憶があります。

各業務の具体的な仕様は、各町村の担当職員で構成した業務別ワーキンググループで決めていただきました。最終的に意見を一つにまとめる業務主任の方はとても神経を使われたであろうと想像できます。

共同システムについては、5年契約の間間点を過ぎましたので、今後はシステム更新のことも考えなければなりません。そのためにも今回の共同化の効果の検証をきちんと行いたいと思います。

（神奈川県町村情報システム共同事業組合事務局主任主事 本間 正彦氏）

二重行政解消や権限移譲に向けた取組

広島県
広島市



人口：1,180,176人（H25.3末）

特徴：世界で初めて原子爆弾が投下された被爆地。核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を世界に訴え続けている。

広島市では、住民の視点に立って二重行政の解消等を図るため、平成24年2月から、広島県との合同研究会を開催。県・市の合同研究会では、例えば、中小企業支援に係る事務移管などで具体的取組が進んでいるほか、第30次地方制度調査会答申で指摘された73事務についても、当事者として、国と並行して独自に移譲可能性の検証を実施。

移譲可能性の検証は、独自の権限移譲や迅速な移譲準備につながったほか、検証作業を通じ、職員の政策立案能力の向上に寄与している。

県・市の合同研究会

広島市では、県と市がそれぞれ行っている類似の行政サービスを洗い出し、住民の視点に立って、県・市の連携や役割分担を整理することで、二重行政の解消を図るため、平成24年2月から、県・市の合同研究会（「広島県・広島市連携のための合同研究会」）を開催している。



県・市の合同研究会

二重行政解消のための取組

県・市の合同研究会では、7つの行政サービス分野（①産業振興、②観光振興、③公営住宅、④教育、⑤試験研究、⑥児童福祉、⑦スポーツ・レクリエーション）を対象として、県・市の連携や役割分担を整理している。

例えば、産業振興においては、県・市（各々の中小企業支援センター）とも、広島市内に設けた窓口で相談業務等の中小企業支援を実施しており、業務の重複が見られた。



中小企業支援センター

県・市の合同研究会で検討した結果、広島市の周辺地域を含めた県西部地域における総合的な相談業務は市センターに移管することとし、県センターは技術・経営力評価支援等の専門的支援に特化するという役割分担を行うこととした（平成26年4月から実施）。このほか、公営住宅の管理運営の市への一本化、県・市の児童相談所の一体的運営など、二重行政解消のための取組を推進している。

権限移譲等の取組

県・市の合同研究会では、第30次地方制度調査会答申において都道府県から指定都市へ移譲を検討するとされた73事務についても、国の結論を待つことなく、平成25年10月から、当事者として独自に移譲の可能性について検証を行った。この結果、国の法改正等により移譲されることとなった事務に加え、7事務（認定こども園の認定、地域医療支援病院の承認等）を独自に移譲することとした。

また、広島市では、このような県との連携のほかにも、ハローワークと連携し生活困窮者への就労支援を図るため、平成25年1月、厚生労働大臣との間で「広島市雇用対策協定」を締結するなど、市民目線に立った雇用対策を推進している。

さらに、能動的に地方分権に取り組む意識を職員に浸透させ、地方分権を総合的かつ積極的に推進するため、平成25年9月、市長を本部長とする「広島市地方分権推進本部」を設置している。



広島市地方分権推進本部の様子

独自の検討を行った効果

県・市が連携して、二重行政の解消等に向けた具体的な取組を実施することにより、住民サービスの向上が見込まれる。

また、権限移譲について国と並行して独自に検証したことにより、国の検討では移譲とならなかった事務についても、事務処理特例条例による移譲が可能になるとともに、法改正等による事務の移譲についての迅速・円滑な準備を行うことができた。

さらに、全庁的に権限移譲に向けた検討を重ねることで、職員の政策立案能力の向上にもつながった。

地方分権改革との関連

合同研究会を設置するなど、県市の連携により、地方公共団体自らが、現行制度の下でも積極的・能動的な地方分権に取り組むことで、二重行政解消や独自の権限移譲につながっている。

関係者からのメッセージ



本市は、「現行制度の枠内でも住民サービスの向上につながる取組を進める」という合言葉の下、二重行政の解消や権限移譲に取り組んできました。

例えば、駅前の川を美しくする取組など市民に身近なまちづくりの分野でも県との連携が進み、着実に成果が現れています。

さらに、「近隣市町との連携強化」を図るため、近隣市町とともにまち起こし協議会を設置するなど、積極的な広域連携に取り組んでおり、本市だけではなく近隣市町と一体となった発展を目指しています。

我々は今後も地方分権のトップランナーとしての役割を果たすべく、積極的に地方分権に取り組み、住民本位の行政サービスを追求していきたいと考えています。

（広島市企画総務局企画調整部長
久保下 雅史氏）

地方分権改革事例 30

個性を活かし自立した地方をつくる

平成26年6月

内閣府地方分権改革推進室